



令和4年6月14日

上下水道局 料金課

不正に水道水を盗水した給水契約者の逮捕、起訴について

川口市上下水道局では、水道料金の滞納により給水停止中にも関わらず、不正に給水装置を操作し、盗水行為を行っていた給水契約者に対し、その悪質性や常習性を鑑み、令和3年12月13日付で武南警察署に被害届を提出しておりました。

この度、武南警察署から5月18日に本件給水契約者を窃盗容疑で逮捕した旨、その後、川口区検察庁から6月7日に起訴した旨の連絡がありましたのでお知らせします。

水道水は市の貴重な財産であり、川口市上下水道局としては、料金をお支払いいただいているお客様との公平性を確保するためにも、悪質なケースに対しましては、所轄警察や顧問弁護士と連携し、毅然とした対応をして参ります。

被害額 22,974円

(令和3年9月～令和4年5月までの上下水道料金)